

# クロマトグラフィー科学会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

第1項 本会は、クロマトグラフィー科学会と称する。

第2項 英文会名は、Society for Chromatographic Sciencesとする。

### 第2条 (事務局)

本会の会務に関する事務処理を行うために事務局をおく。

## 第2章 目的、事業および運営

### 第3条 (目的)

本会は、クロマトグラフィーに関する基礎ならびに応用研究の発展向上を図り、クロマトグラフィーの研究者および技術者の連携と交流を深め、もって科学技術と文化の向上に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. クロマトグラフィー科学会議、シンポジウム、講演会、セミナー、ワークショップ、見学会などの開催。
2. 学術刊行物および会報の刊行。
3. その他本会の目的を達成するために必要とする事業。

### 第5条 (運営方法)

本会は、総会、評議員会、理事会および専門委員会によって運営する。

### 第6条 (事業年度)

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第3章 会 員

### 第7条 (会員の種類・資格)

本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員 クロマトグラフィーもしくは関連分野の研究者および技術者個人。
2. 学生会員 大学、大学院、高等専門学校に在籍してクロマトグラフィーもしくは関連分野の研究に携わっている学生個人、およびそれに準ずる個人。
3. 維持会員 本会の目的に賛同して事業を後援する個人または団体。
4. 名誉会員 本会に特に功労があり、総会で承認されかつ本人の承諾がある個人。

### 第8条 (会員の権利)

本会の会員は、総会における議決権を有し、本会の刊行する印刷物の優先配布を受け、かつ本会が実施する行事に参加することができる。

### 第9条 (会費納入)

本会の正会員および学生会員は、細則に定める会費を納入する。

### 第10条 (入会)

本会に入会しようとする者は、細則に定める入会手続きをし、理事会の承認を受けるものとする。

### 第11条 (退会)

本会を退会しようとする者は、細則に定める退会手続きをし、理事会の承認を受けるものとする。

### 第12条 (除籍・除名・資格停止)

第1項 会費を2年以上滞納した者は、理事会の決議をもって除籍することができる。

第2項 本会の事業を妨害しその名誉を毀損する行為のあった者は、総会の決議をもって除名することができる。

第3項 会員が死亡した場合および失踪宣告がなされた場合は、本会会員の資格を失うものとする。

## 第4章 役員および委員

### 第13条 (役員の種類・定員)

本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名以内
3. 事務局長 1名
4. 監事 2名
5. 理事 15名以内  
(会長、副会長、事務局長を含む)
6. 評議員 50名以内  
監事は他の役職を兼務しない。

### 第14条 (専門委員)

本会の活動もしくは本会の行事の実施に関する実務を遂行するために、専門委員若干名を置くことができる。

### 第15条 (役員の任務)

第1項 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長に事故があり任務を遂行できないときは、その任務を代行する。

第3項 事務局長は、会務の事務処理を総括する。

第4項 監事は、他の役員を兼務することなく、本会の財務を監督し、総会において監査報告を行う。

第5項 理事は、理事会において本会の運営および行事の企画立案につき審議するとともに、実務の担当責任者となる。

第6項 評議員は、評議員会において本会の運営および行事につき評議する。

会務の分掌に関するその他の事項は細則においてこれを定める。

#### 第16条 (役員を選出母体)

第1項 会長、副会長、事務局局長は、理事の互選により選出され、総会で承認を得た者とする。

第2項 理事および監事は、評議員の中から選出され、総会で承認を得た者とする。

第3項 評議員は、正会員の中から選出され、総会で承認を得た者とする。

第4項 役員を選出方法に関する事項は、別にこれを定める。

#### 第17条 (役員の任期)

第1項 役員の任期は2年とし、留任を妨げない。

第2項 役員に欠員を生じ、理事会が会務執行に支障があると認めた場合は、欠員の補充を行うことができる。補充役員を選出方法は、通常の役員を選出方法に準ずる。

第3項 役員に特別の事情があるときは、任期中であっても理事会の議を経て会長がこれを解任できる。その場合第2項により役員を選出し補充することができるが、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第18条 (専門委員の選出母体・任期)

第1項 専門委員は理事会が選出し、任期は2年あるいは実務の終了時の内短い方の期間とする。

第2項 専門委員の解任および補充は、役員のものに準ずる。

#### 第19条 (役員・委員の職責)

分掌された任務の遂行に当たっては、各役員および専門委員は会員の利益を最優先とし、本会の目的の実現を図らなければならない。

## 第5章 会議

#### 第20条 (総会の開催)

第1項 総会は本会会員をもって構成し、通常総会および臨時総会とする。総会は、会長がこれを召集する。会長はその議長となる。

第2項 通常総会は、年1回、クロマトグラフィー科学会議の開催期間中に開催する。

第3項 臨時総会は、次の場合に開催する。

1. 理事会が必要と認めたとき。
2. 会員の5分の1以上から議案を添えて開催

請求があったとき。

3. 監事から開催請求があったとき。

第4項 総会の招集については、その目的、日時および場所を、開催日の2週間前までに会員に通知するものとする。

#### 第21条 (総会の議事)

次の事項は通常総会に付議し、その承認を求めなければならない。

1. 事業報告。
2. 財産目録、貸借対照表および収支決算。

#### 第22条 (総会における議決)

第1項 総会は、出席者数が会員数の5分の1以上のとき成立する。

第2項 通常の議決は、賛成者数が出席者数の2分の1以上のとき可決とする。賛成反対同数の場合は、議長がこれを決する。

第3項 会則の改定、基本財産の処分、会の解散、名誉会員の承認など重要事項の議決は、賛成者数が出席者数の3分の2以上のとき可決とする。

第4項 会員は、総会における議決権の行使を、他の出席者に書面をもって委任することができる。

#### 第23条 (評議員会の開催)

第1項 評議員会は、評議員をもって構成し、次の場合に会長がこれを召集する。会長はその議長となる。

1. 理事会が開催を必要と認めたとき。
2. 監事から開催請求があったとき。

第2項 評議員会は、年1回以上開催する。

#### 第24条 (評議員会の議事)

評議員会は次の事項を審議する。

1. 予算に関する事項。
2. 基本財産の管理に関する事項。
3. 本会の行事に関する事項
4. 総会に付議する事項。
5. その他本会の運営に関して会長が必要と認めた事項。

#### 第25条 (評議員会における議決)

第1項 評議員会は、出席者数が評議員数の2分の1以上のとき成立する。

第2項 評議員会の議決は、賛成者数が出席者数の2分の1以上のとき可決とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第3項 評議員は、評議員会における議決権の行使を、他の出席者に書面をもって委任することができる。

#### 第26条 (理事会の開催)

第1項 理事会は、理事をもって構成し、会長がこれを召集する。会長は議長となる。

第2項 監事は理事会に出席し、本会の財務に関して意見を述べることができる。

第27条 (理事会の議事)

第1項 理事会は、本会の運営および行事の企画立案、会則に定める事業ならびに事項の執行、総会および評議員会の決定に基づく事項の執行につき審議する。

第2項 理事会は年2回以上開催するものとする。

第28条 (理事会における議決)

第1項 理事会は、出席者数が理事数の2分の1以上のとき成立する。

第2項 理事会の議決は、賛成者数が理事数の2分の1以上のとき可決とする。賛成反対同数の場合は、議長がこれを決する。

第3項 理事は、理事会における議決権の行使を、他の出席者に書面をもって委任することができる。

第4項 理事会があらかじめ理事に通知していない議案について審議しこれを議決した場合は、会長は決議の内容を欠席理事に通知してその賛否を求めなければならない。欠席理事から賛意が得られた場合は、この決議を理事会の決議とすることができる。

第29条 (専門委員会)

本会の会務執行に必要な実務を行うために専門委員より成る専門委員会を設置することができる。

第1項 専門委員会は、常置専門委員会と、随時必要に応じて設置する特定専門委員会とする。

第2項 両専門委員会の種類、任務、権限等については細則においてこれを定める。

第6章 会 計

第30条 (本会の運営資金)

本会の経費は会費、事業収入、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第31条 (会費の徴収)

会員は年会費を前納しなければならない。また本会は必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第32条 (基本財産の処分)

本会の基本財産は総会の決議によらなければ処分することができない。

第33条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

付 則

第34条 (細則・会則関連規定の制定)

本会則の施行に必要な事項は、本会細則または会則関連規定をもってこれに当てる。細則の制定または改廃は、理事会の決議による。

1989年1月1日実施。

1995年1月1日改定。